

瑞穂市公私連携保育法人募集要項

1 趣旨

この要項は、現瑞穂市立牛牧第1保育所を令和7年4月1日から民営化するに当たり、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の8第1項の公私連携型保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第33条において読み替えられる児童福祉法第56条の8第1項の公私連携保育所型認定こども園を市の指定する土地に新たに設置し、市との連携の下に保育及び子育て支援事業の運営を継続的かつ安定的に行うことができる同項の公私連携保育法人の募集に関し必要な事項を定めるものとする。

2 法人の要件

現に保育所（小規模保育所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園を含む）を運営している社会福祉法人、学校法人、特定非営利活動法人又は株式会社（以下「保育法人」という。）、並びに運営しようとする保育法人

3 保育法人の組織

- (1) 公私連携型保育所又は公私連携保育所型認定こども園（以下「公私連携型保育所等」という。）を運営するために必要な経済的基礎があること
- (2) 公私連携型保育所等の経営担当役員が社会的信望を有すること
- (3) 公私連携型保育所等の実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること
- (4) 児童福祉法第35条第5項第4号のいずれにも該当しないこと
- (5) 役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。）が暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと

4 保育法人の資産

- (1) 運用財産として公私連携型保育所等の年間運営費の12分の1以上の現金又は預金を有していること
- (2) 直近の会計年度において、保育所を運営する事業以外を含む当該事業

の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと

5 法令の遵守

公私連携型保育所等の運営にあたっては、関係法令及び市条例を遵守すること。

※設置・運営主体は保育法人となり、瑞穂市は保育法人と連携し、土地や建物等の設置の支援を行いつつ、運営にも関与する形態です。保育法人は、岐阜県知事の認可に代わり、瑞穂市を経由した上で岐阜県知事に届け出ることにより公私連携保育法人となり、公私連携型保育所等を設置することができる。（瑞穂市の公私連携法人の指定及び瑞穂市との協定の締結を要する。）

6 募集を行う保育所

瑞穂市立牛牧第1保育所（以下「募集保育所」という。）

7 事業の開始予定年月日

令和7年4月1日からとする。

8 募集保育所利用児童について

募集保育所の利用児童について、保護者が引き続き利用を希望する場合は、公私連携型保育所等移行以後も当該利用児童を引き継ぐこと

9 財産の取り扱い等

(1) 土地

市が指定する公私連携型保育所等を建設する土地について、児童福祉法第56条の8第2項第4号の規定に基づく期間内は無償貸与を前提とする。

(2) 消耗品等

消耗品は、公私連携保育法人が用意する。

公私連携型保育所等移行後は、民設民営の施設となるため、施設型給付費（公定価格）が支給されるので、建築工事及び他機関への申請・施設の維持・修繕等についても公私連携保育法人の費用で行うこと

10 保育事業等

(1) 瑞穂市の子ども・子育て支援行政を理解し、市民の就学前教育・保育ニーズに応じて、次の地域子育て支援事業等を実施すること

ア：0歳児から5歳児までの保育を実施し、認可定員は100名（満3歳未満児30名、満3歳以上児70名）規模

イ：早朝保育（午前7時30分から）・延長保育（午後7時まで）

ウ：土曜日の全日保育

エ：一時預かり事業（「公私連携保育所型認定こども園」とする場合は、一般型及び幼稚園型）

オ：地域子育て支援拠点事業を実施し、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施するとともに、継続的に年齢を問わず多くの世代との交流を図り、伝統文化や習慣・行事の実施等、地域と触れ合う機会を持つことのできる運営を行うこと

カ：災害時における避難所に係る事業

キ：自園調理

(2) 定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表すること

(3) 職員の配置は、次によること

ア：公私連携型保育所等の施設長は、児童福祉施設において主任保育士又はこれに相当する職として3年以上の勤務実績を有すること

イ：保育士の構成は、年齢のバランスに配慮するとともに、保育士実務経験3年以上の者が概ね3分の1以上含まれていること

1.1 募集等

(1) 募集期間 令和4年9月1日（木）から9月30日（金）まで

※「瑞穂市公私連携保育法人指定申請書」及び添付書類一式を瑞穂市教育委員会幼児教育課（電話058-327-2147）まで提出すること

※土・日・祝日を除く平日 午前9時～午後5時

※本要項に質問がある場合は、別紙「質問票」により9月16日（金）までに、幼児教育課へ提出すること。ホームページ上で回答します。

(2) 施設見学（特段の期間の定め無し）

直接募集保育所に連絡を入れ、日程を協議の上、施設・設備等を見学してください。必要に応じて幼児教育課職員が立ち会います。

(3) 保育法人の審査等

ア：書類審査

幼児教育課において、応募条件の適否等について書類審査を行います。書類審査により、保育法人の現況が2、3及び4の要件を満たしていない場合は、プレゼンテーション審査に付さないこととし、その旨を当該保育法人に対し通知する。

このほか、瑞穂市公私連携保育法人選考等委員会（以下「委員会」という。）より追加で審査書類の提出を求める場合があります。

イ：プレゼンテーション審査

審査の方法：保育法人によるプレゼンテーション（以下「プレゼン」という。）を「瑞穂市公私連携保育所等選定基準」に基づき審査する。

審査の時期：11月上旬に実施する。（応募保育法人に後日連絡）

審査機関：委員会にて審査する。

※説明時間は20分程度を想定しています。正式な説明時間等は後日、文書により通知します。説明者は2人以内とすること。

※審査結果：審査結果は、文書により通知するとともに市公式ホームページにて公表します。

※審査内容及び選考結果等に関する異議には応じません。

ウ：その他備考

「瑞穂市公私連携保育所等選定基準」の評価項目の説明を全て行っていただきます。説明の最後に質疑応答の時間を設けます。

パワーポイントを使用するプレゼンで液晶プロジェクター、スクリーン等が必要となる場合には、事前に幼児教育課と打ち合わせをしてください。

プレゼン資料については、プレゼンの5日前までに委員会委員へ配布する予定のため、事前提出となることをご承知おき願います。

1.2 公私連携保育法人予定者

前記1.1(3)イ：プレゼンで第1順位と選定された保育法人については、改めて市と細目まで協議し、協議成立後、仮協定を締結し、公私連携保育法人予定者となります。協議が成立しない場合や辞退があった場合は、第2順

位の保育法人と協議を行います。

※プレゼンでの内容は、仮協定締結事項の前提となりますが決定ではありません。瑞穂市の意向や募集保育所保護者からの要望により、変更となる場合がありますのでご了解願います。

＜（仮）協定締結事項＞

- ①協定の目的となる公私連携型保育所等の名称及び所在地
- ②公私連携型保育所等における教育・保育・子育て支援事業に関する基本的事項
- ③市による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項
- ④協定の有効期間
- ⑤協定に違反した場合の措置（改善計画等）
- ⑥その他公私連携型保育所等の設置及び運営に関し必要な事項

1 3 公私連携保育法人の指定（令和5年度中を予定）

公私連携保育法人は、施設等の無償貸与、必要な条例改正などの議会付議事項の議決後、正式な協定を締結し、その後に公私連携保育法人として指定する。

公私連携保育法人は、令和7年4月の公私連携型保育所等運営開始までに定款の変更、各種必要な県への届出などを適正に処理すること。

1 4 協定の有効期間、協定の特約事項

（1）協定期間

当初の協定期間は10年とする。

その後の協定期間については、協議の上決定する。

（運営上の問題がない限り、引き続き継続していくことを想定）

（2）協定に違反した場合は、瑞穂市の指導に従うこと

1 5 引継ぎ

教育・保育の内容及び運營業務の円滑な引継ぎの実施のため、令和5年度を引継ぎのため協議期間とし、令和6年度より募集保育所の運営に参画し、引継ぎを受けるものとする。

1 6 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別途協議する。

公私連携型保育所等選定基準

	区分	審査・評価項目
法人運営	法人の概要	①法人概要、沿革、保育所運営経験 ②理念、応募の動機・理由
	法人の経営状況	①法人の経営状況、将来性 ②法人の第三者評価についての考え方
保育所等の組織・体制	全体計画	①基本理念、保育所の種類、定員等 ②教育・保育方針 ③開園日・開園時間 ④組織計画
	収支計画	①収支予算計画 ②保育料以外の費用徴収
	保育士等の配置	①保育士等配置、人材育成の考え方（人数、経験年数等）
	安全対策・危機管理体制	①安全対策・危機管理体制
教育・保育等の提供内容	教育・保育内容	①教育・保育計画の概要
	支援を必要とする子どもへの対応	①障がいのある子どもへの配慮及びその保護者への対応 ②アレルギー症状のある子どもへの配慮及びその保護者への対応 ③虐待の疑いにより支援が必要な子どもへの配慮及びその保護者への対応 ④その他支援を要する子どもへの配慮及びその保護者への対応
	給食	①給食提供の方法 ②食育計画
	子育て支援	①地域の子育て支援 ②地域との連携・交流
	公私連携型保育所等として配慮する点	①保護者との連携 ②小学校との接続 ③特色ある取り組みや提案 ④施設整備計画

(参考)

牛牧第1保育所の現状

入園児	3歳児から5歳児
基本保育時間	8時00分～16時00分
開設時間 (最大)	7時30分～19時00分 ※延長保育(18時30分～19時)
保育日	月曜日～金曜日・土曜日(但し8時～12時)
休業日	日曜日・祝日・振替休日・年始年末(12月29日～1月3日)
諸費用	保険料負担金 240円/年額 主食代(3歳以上児のみ) 920円程度/月 保護者会費 100円程度/月 保育用品代 スモック(3歳以上児のみ) 3, 100円程度 カラー帽子 800円程度

○入所園児の推移

※各年4月1日基準 (単位:人)

	H29	H30	H31	R2	R3	R4
年少児	28	27	11	18	10	20
年中児	21	29	35	11	19	10
年長児	16	25	39	33	11	20
合計	65	81	76	62	40	50

○新設保育所の地番・面積等

所在	地番	地目	面積(m ²)
瑞穂市牛牧字此代	1236-1	田	4,588 m ²
	1236-3	田	
	1237-1	田	
	1237-2	田	
	1238	田	
	1239-1・	畑	
	1240	田	
	1241	田	
	1243-1	畑	

